変更した事項
記
一　本灯は、バース中心部のタワーの両端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。
二　附属施設　副灯二個
イ　灯質　モールス符号白光（・—）毎八秒にU
ロ　光度　実効光度九九カンデラ
ハ　光達距離　平均水面上五・〇海里から灯火まで七・二メートル
ニ　高さ
ホ　設置場所　本灯の南西方約二三〇メートル及び北東方約二四〇メートル
ヘ　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
三　東京電力株式会社フュエル&パワー・カンパニー西火力事業所東扇島火力発電所管理

変更年月日　平成二十五年四月一日

名称　尾道大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　広島県尾道糸崎港第一区（尾道大橋南東側面中央）
北緯　三四—二四—三四
東経　一三三—一三—〇〇

変更した事項
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、〇〇〇カンデラで点灯する。
二　広島県東部建設事務所管理

変更年月日　平成二十五年四月一日

名称　尾道大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　尾道大橋橋梁灯（C一灯）の南西方約二五メートル
北緯　三四—二四—三四
東経　一三三—一三—〇〇

変更した事項
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、二〇〇カンデラで点灯する。
二　広島県東部建設事務所管理

変更年月日　平成二十五年四月一日

名称　尾道大橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　尾道大橋橋梁灯（C一灯）の北東方約二五メートル
北緯　三四—二四—三五
東経　一三三—一三—〇一

変更した事項
記事　一　薄暮、薄明時は、光度八〇〇カンデラで点灯する。
二　広島県東部建設事務所管理

変更年月日　平成二十五年四月一日

名称　能登島大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　石崎港防波堤灯台（石川県七尾市）の北北東方約一・四キロメートル
北緯　三七—〇五—一七
東経　一三六—五六—二八

変更した事項
位置
所在地　石川県七尾市（能登島大橋南東側面）
北緯　三七—〇五—一七
東経　一三六—五六—二八

変更年月日　平成二十五年五月七日

名称　能登島大橋橋梁灯（C二灯）
位置
所在地　石崎港防波堤灯台（石川県七尾市）の北北東方約一・四キロメートル
北緯　三七—〇五—一七
東経　一三六—五六—二七

変更した事項
位置
所在地　石川県七尾市（能登島大橋北西側面）
北緯　三七—〇五—一七
東経　一三六—五六—二七

変更年月日　平成二十五年五月七日

名称　飯浦港北防波堤灯台
位置
所在地　島根県益田市（飯浦港北防波堤外端）
北緯　三四—四〇—三五
東経　一三一—四二—〇七

変更した事項
位置
所在地　島根県益田市（飯浦港北防波堤外端）
北緯　三四—四〇—三一
東経　一三一—四二—一一
記事　補正

名称　三尾港小三尾東防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（三尾港小三尾東防波堤外端）
北緯　三五—三九—二一
東経　一三四—三〇—〇二

変更した事項
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（三尾港小三尾東防波堤外端）
北緯　三五—三九—二四
東経　一三四—三〇—〇八
記事　補正

名称　九州電力苓北発電所専用港南防波堤指向灯
位置
所在地　熊本県天草郡苓北町（九州電力苓北発電所専用港南防波堤上）
北緯　三二—二八—三五
東経　一三〇—〇一—五九

変更した事項
位置
所在地　熊本県天草郡苓北町（九州電力苓北発電所専用港南防波堤上）
北緯　三二—二八—三六
東経　一三〇—〇一—五八
記事　補正

○中部地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛知県海部郡飛島村木場一丁目六一番から同村木場一丁目六四番一まで	前	四七・〇〇～四八・〇〇メートル	四〇・〇メートル
	後	五七・五〇～六〇・〇〇メートル	四〇・〇メートル
愛知県海部郡飛島村木場一丁目一九番二から同村大字梅乃郷字中梅四二番一まで	前	二一・五〇～三〇・〇〇メートル	一・七七四
	後	六六・〇〇～七九・〇〇メートル	一・七七四
愛知県海部郡飛島村大字渚八丁目五五番から名古屋市港区小川二丁目一〇四番まで	前	一六・〇〇～三二・〇〇メートル	七八九
	後	五六・〇〇～五六・五〇メートル	七八九
名古屋市港区新茶屋三丁目一〇七番から同市港区新茶屋二丁目二〇七番まで	前	五四・〇〇～三六・〇〇メートル	一〇〇・〇
	後	七四・〇〇～六六・五〇メートル	一〇〇・〇
名古屋市中川区服部二丁目一〇三番から同市中川区服部一丁目一〇一番まで	前	五五・五〇～六〇・〇〇メートル	三一七
	後	六七・〇〇～六七・〇〇メートル	三一七
名古屋市中川区島井町一一七番から同市中川区吉津一丁目二三三番まで	前	六四・五〇～六四・五〇メートル	一二四・五〇
	後	六四・五〇～一三〇・〇〇メートル	三九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中国地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録性能評価機関の氏名又は名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦